

触法障がい者部会 報告書

平成 29 年 3 月

福岡市障がい者等地域生活支援協議会
触法障がい者部会

触法障がい者部会報告書

1 設置目的

障がいがあり犯罪を起こした人（触法障がい者）の多くが、刑務所等を出所しても帰る場所や相談する家族もないことから犯罪を繰り返す現状がある。また、触法障がい者への支援は、各相談機関や専門機関が個別で支援していながらも、これに関する課題や社会資源について情報を共有したり、協働して取り組んだりする機会がなかった。

こうした現状の中で、相談機関及び司法関係者は触法障がい者の対応に苦慮することが多く、司法と福祉の連携の必要性が指摘されている。

触法障がい者に対する支援のうち、矯正施設を出所した障がい者に対し地域社会での自立促進を図る支援（出口支援）については、地域生活定着支援センターが中心となり既に取り組まれている。

他方、矯正施設に入所する前の被疑者・被告人段階（事件となり判決が出るまでの間）の支援（入口支援）については、福岡市での体系的な取組みはなされていない。

そこで今回、入口支援が必要なケース、すなわち矯正施設での教育のみでは改善が難しいと考えられるケースに対し、司法と福祉が連携しどのような支援が提供できるかを協議することを目的として専門部会を設置した。

2 協議内容

- (1) 触法障がい者の相談の流れ（スキーム）を構築
- (2) 司法関係者と福祉が共同で支援を適切に進めていく仕組み作り
- (3) 触法障がい者の支援のためのネットワークの構築
- (4) 触法障がい者の支援モデルの研究
- (5) 前号に掲げるもののほか、目的を達成する為に必要な事項に関する事

3 検討状況

	開催日	協議内容
第1回	H28.8.12	➤ 部会長選出 ➤ ケース1についての報告と課題の整理
第2回	H28.10.19	➤ 第1回目の課題に対する対応検討 ➤ ケース2, 3についての報告と課題の整理
第3回	H28.12.19	➤ スキームで使用する様式の検討 ➤ ケース4, 5, 6, 7の報告と課題の整理
第4回	H29.1.23	➤ ケース8についての報告と課題の整理 ➤ 障がい者等地域生活支援協議会での報告書案検討
第5回	H29.2.20	➤ ケース9についての報告と課題の整理 ➤ 障がい者等地域生活支援協議会での報告書案検討

4 スキーム試行事例

別紙のとおり

5 検討結果

触法障がい者の入口支援の過程で、福祉側と弁護士側から見た課題とそれに対して、以下の取り組みが検討された。

課題	取組
1 勾留から福祉に繋がるまでに時間を要するため、更生支援計画作成までの期間が限られる。	<p>①勾留決定の際に被疑者の情報に接する裁判所から情報提供を受ける等の協力が得られないか、裁判所との連携を深めることを検討する。</p> <p>②民間施設協議会で、逮捕から公判までの流れについて弁護士から説明をしてもらい、利用者が逮捕された際の弁護士への繋ぎ方を周知する。</p> <p>③国選弁護人対して、福祉側から出動要請があった場合に、障がい者支援に関心のある弁護士が担当できるような仕組み作りが必要である。</p>
2 試行スキームの対象者要件が狭い	<p>①刑事弁護等委員会や高齢者・障がい者委員会の委員など、触法障がい者の問題に理解の深い弁護士に限定して、手帳がない被疑者・被告人についても個別に支援を検討し、事例を集積する。</p> <p>②実刑が確実でも、環境の調整がその人の再犯防止へ有効なら、執行猶予とならない場合でも支援していく。</p> <p>③手帳がない人の支援については、先行して支援している北九州市の事案を参考にする。</p>
3 福祉サービスを受けていない人の受け入れ先の確保	①今後事例を蓄積し、不足する社会資源を明らかにしていく。
4 アセスメントシートの様式について	①アセスメントシートを作成する
5 他都市に住所地があり、福岡市に居住希望がある人をどこまで支援できるか	①支援を進める中で、帰住先について本人に確認していき、住所地に戻る場合は、その地域の事業所から支援してもらおう。そのほうが支援も進みやすいのではないか。
6 弁護士から本人に、本スキームについてどのような説明がなされているのかが分からず、本人が本当にどこを居住先として希望しているかが分からない。	<p>①支援を進める中で、本人に確認していくしかない。</p> <p>②スキームの申し込みをした弁護士へ聴き取ってみる。また、スキームにのらなくてもできる支援があることを伝えることが可能である。</p>

7 スキームの利用者が少ない	①弁護士会でスキームについて広報を行う。 ②障がい者の理解を進めるために、相談支援センターの相談員を講師として、弁護士会で研修会を実施する。 ③民間施設協議会で、触法障がい者対応について研修会を実施する。
----------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------

6 検討結果を踏まえての変更点

(1) 支援対象者要件

変更前	変更後
障がい者手帳所持者か自立支援医療、医師の診断書がある者	障がい者手帳所持者か自立支援医療、医師の診断書がある者、あるいは刑事弁護等委員会や高齢者・障がい者委員会の委員など、触法障がい者の問題に理解の深い弁護士に限定して、手帳がない被疑者・被告人についても個別に支援を検討する。

7 まとめ

スキームの試行を開始した平成28年5月から平成29年1月末日現在までの約9ヶ月の間に、9件の事例をスキームの対象として取り扱った。

その結果、9件のうち3件は、不起訴処分で終了し、起訴された3件のうち1件は執行猶予が付されており、早期の地域社会への復帰が実現できた。

さらに、実刑判決となった事案も、検察官の求刑のほぼ半分の期間に減刑（短縮）されている。これは、現在の実務上、実刑判決では、求刑の7割から8割程度までしか減刑されないのが相場であることに照らすと、際だった成果と言える。

また、実刑判決となった事案の中には、判決の中で、被告人に障がいがあることと、被告人の更生を支援する社会資源が存在することが言及されているものがあり、これらの事実が判決で言及されることにより、服役後、社会復帰調整の場面で重要な情報として活用されることが期待できる。

そして、いずれの事案も、本スキームが実施されたからこそ、従来、弁護人に意識が十分ではなかった司法手続の中での福祉機関との連携を実現することができた。また、不起訴又は執行猶予が得られなかった事案でも、その過程で、従来、刑事手続中のアプローチが困難であった事案が福祉の支援の対象となった。これら自体で、本スキームの意義は大きなものであったといえる。

以上のように、これまでの試行を通じて、刑事弁護人と相談機関が協同するスキームが、触法障がい者の入口支援において有効に機能することを確認することができた。かかる成果に基づき、本スキームは、来年度からは正式に区障がい者基幹相談支援センターの委託事業に盛り込まれる予定である。

ただし、現在までのところ、スキームの対象となった事例は9件にとどまっており、課題の抽出も十分とは言えない。本スキームは、弁護士会と福祉関係者が協同する点で画期的なものであ

るが、それだけに未解決の課題も山積している状況であることから、スキームをより効果的なものとするため、1年を目処にスキームで取扱った事案の検討を継続する。

また、障がい者それぞれの障がい特性に応じた臨機応変の対応を可能とするためには、より広範囲の関係機関の協力を得ることが不可欠である。

それだけでなく、受入施設の開拓も喫緊の課題と言える。

そこで、効果的なスキームの構築と受入施設の開拓のために、触法障がい者支援に関わるべき関係機関とのより広範囲なネットワーク構築を目指し、これまでの事例をもとに勉強会等を実施するなどの取り組みも行っていく予定である。

以上